

平成 25 年度

県の施策・制度・予算に関する要望

平成 24 年 8 月 27 日

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員等名簿

役職名	定数	氏名		備考
会長	1	海老名市長	内野 優	総務部会長
副会長	3	綾瀬市長	笠間城治郎	全国市長会評議員（財政）
		伊勢原市長	長塚 幾子	
		逗子市長	平井 竜一	
顧問	－	横浜市市長	林 文子	
		川崎市市長	阿部 孝夫	
		相模原市長	加山 俊夫	
相談役	－	茅ヶ崎市長	服部 信明	全国市長会理事（経済）
常任理事	若干名	川崎市市長	阿部 孝夫	全国市長会理事（財政）
		三浦市長	吉田 英男	全国市長会評議員（経済）
		秦野市長	古谷 義幸	全国市長会評議員（社文）
		厚木市長	小林 常良	全国市長会評議員（行政）
		大和市長	大木 哲	全国市長会関東支部理事
理事	若干名	藤沢市長	鈴木 恒夫	行政部会長
		鎌倉市長	松尾 崇	財政部会長
		横須賀市長	吉田 雄人	厚生労働部会長
		南足柄市長	加藤 修平	社会文教部会長
		平塚市長	落合 克宏	経済部会長
監事	2	小田原市長	加藤 憲一	
		座間市長	遠藤三紀夫	
常務理事	1	事務局長	小野間重雄	

※ 任期は、平成 24 年 5 月 8 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

要望にあたって

神奈川県内の都市行政の推進につきましては、日頃から特段のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

未だ先行きの見えない経済情勢により、今年度も大きく税収が落ち込むなか、依然として厳しい財政運営が求められている県内都市自治体では、生活保護などの扶助費や医療保険等社会保障に係る経費の大きな伸びへの対応をはじめとした喫緊かつ多種多様な課題に対して、引き続き日々創意と工夫をもって対処しておりますが、単独の都市では解決できない課題も少なくありません。

また、東日本大震災から1年が経過しましたが、被災地では、今、がれきの処理や働く場所の確保、社会基盤の整備など、復興に向けた課題が山積しています。県内各市においては、被災地域の復興に向けた支援などに力の限り努めているところです。

そうしたなか、地方分権・地域主権に関わる論議とその具体的な取り組みがこれまで以上に展開しておりますが、子ども手当や地域自主戦略交付金など各都市のまちづくりに直接影響する課題とともに、地震をはじめとした災害への対応などの新たな課題に対し、県と市がこれまで以上にしっかりと連携をとりながら取り組んでいく必要があると考えております。

この要望書は、県内各都市で取り組んでいる主要な施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、県における平成25年度の制度設計や予算編成等に反映させることを目的として、県内各都市から提出された219件の要望を取りまとめたものです。

県では、「いのち輝くマグネット神奈川」という基本理念のもと、開かれた「地域主権の医療」と人を惹きつける魅力あふれた「憧れの神奈川」の実現を目指して、「神奈川県民総力戦」で取り組まれていることと思っておりますが、市民一人ひとりが安心して暮らせる笑顔にあふれた明るい地域社会とするため、また、「このまちに住んで本当に良かった」と言っていただけよりよい県政の実現のため、急激に変化する県内各都市の実情をご理解いただき、都市行政の充実と発展のため、各要望事項についてより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年8月27日

神奈川県市長会
会長 内野 優

目 次

重点要望事項

1	地震防災対策の拡充について	1
2	都市税財源の充実・強化について	2
3	地域保健医療対策の充実について	4
4	教育行政の充実について	6
5	地球温暖化防止対策の推進について	8
6	地域経済の活性化について	9

一般要望事項

1	治安対策の強化について	11
2	地震防災対策の拡充について	12
3	地域手当の見直しについて	13
4	地方法務行政の充実について	13
5	都市税財源の充実・強化について	14
6	都市に対する県助成制度の改善について	15
7	社会福祉施策の充実について	16
8	国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の充実について	18
9	地域保健医療対策の充実について	19
10	放課後の児童対策の充実について	21
11	食の安全・安心対策の充実について	21
12	教育行政の充実について	22
13	文化財保護行政の推進について	24
14	基地対策の促進について	25
15	都市環境行政の推進について	27
16	道路の整備について	29
17	海岸・河川の整備について	32
18	都市整備について	33
19	都市公園等の整備について	34
20	都市交通の整備について	34
21	農林水産業の振興について	35
22	公共用地の取得について	36
23	総合職業技術校と地域企業との連携について	36

重点要望事項

凡 例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

上記以外は、従来から要望を継続しているもの

1 地震防災対策の拡充について

神奈川県では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測され、また、県西部地域の8市11町が東海地震の地震防災対策強化地域に指定されています。

昨年の東日本大震災の教訓を踏まえ、引き続き県内の地震防災対策を強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる拡充を図るため、次の事項について要望します。

(1) 地震防災対策の支援体制の拡充について

- ア 市町村地震防災対策緊急推進事業の補助対象事業を拡大し、補助額、補助率を引き上げること。 **一部新規**
- イ 帰宅困難者対応、分譲マンション耐震化、津波一時避難場所整備等の地震防災対策を支援するための支援制度を創設すること。 **一部新規**
- ウ 木造住宅耐震化事業における補助額を引き上げること。 **新規**

(2) 津波対策の強化について

- ア 国道134号線下開口部に防潮扉を設置すること。
- イ 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波防災対策について、沿岸市町と協議するとともに、専門的技術、知見に係る協力を行うこと。 **新規**
- ウ 沿岸市町が実施する津波対策について、津波浸水予測図に基づく被害想定を早急に提示すること。 **新規**

(3) 消防・救急無線のデジタル化について

消防・救急無線デジタル化の整備について、現行の国の財政支援の拡充について働きかけるとともに、県において、当該財政支援制度を創設すること。 **一部新規**

(4) 土壌の放射能汚染に係る支援について

福島第一原子力発電所事故の影響による除去後保管中の土壌等の処分基準の早期決定について、県がリーダーシップを発揮し国に働きかけること。 **新規**

2 都市税財源の充実・強化について

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が求められています。

については、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 都市税財源の充実・確保について

ア 地方分権・地域主権改革を推進していくにあたり、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応することができるよう、都市自治体への権限移譲に見合った適切な税源移譲を推進するとともに、都市税財源の拡充を図ること。

イ 地域自主戦略交付金制度は、すべての団体に対して事務負担の軽減策を講じるとともに必要額が確実に交付される仕組みとし、交付金の算定にあたっては財政力による調整は行わないよう国に働きかけること。

また、地方の自主性確保と戦略的なまちづくりを支援する制度とするよう国に働きかけること。 **一部新規**

ウ 社会保障と税の一体改革に関して、市町村の税財源が充実強化されるように、地方税財政制度を見直すことを、積極的に国に働きかけること。

新規

(2) 国庫補助負担金について

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等を行わないこと。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図ること。

(3) 地方債制度について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、補償金免除繰上償還制度について、普通交付税不交付団体を含むすべての団体が適用対象となるよう要件の緩和を図るとともに、平成25年度以降も制度の延長を図るよう国に働きかけること。

また、水道事業債、下水道事業債及び病院事業債の借換制度についても、要件の緩和を図るよう国に働きかけること。 **一部新規**

(4) 縣市町村移譲事務交付金について

県が独自に移譲を推進する事務については、従来の移譲事務交付金の算定方式ではなく、移譲の際に必要な電算システム経費や臨時的経費の財源措置や自治体の人件費・運営費に十分に見合う算定方式となるよう改善し、市町村財政への負担とならないよう、きめ細かな制度設計にすること。また、これまで交付している事務については一方的な廃止や減額をせずに、引き続きの交付を堅持すること。 **一部新規**

3 地域保健医療対策の充実について

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実することが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 小児医療費助成制度について

- ア 早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。
- イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、他都県と同水準まで県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金を撤廃すること。
- ウ 小児医療助成事業については、通院分の補助対象年齢を拡大すること。

(2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

- ア 深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師が充実して働くことのできるような医療環境の整備並びに医師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。

また、深刻な看護師不足に対応するため、看護専門学校が実施する離職防止等のための看護師卒後研修や地域在住の潜在看護師復職支援等の先進的事業に対する助成など、看護師の養成や確保について必要な措置を講じること。 **一部新規**

- イ 二次救急医療体制を強化するとともに急速な高齢化に対応した救急体制の構築と広域輪番病院に対する十分な財政支援を行うこと。 **一部新規**
- ウ 県央地区の小児・周産期救急医療の拠点として大和市立病院をはじめとする自治体病院の施設整備・運営及び建て替え整備について、支援制度の拡充・創設を図ること。

また、病床過剰地域指定撤廃に向け、指定根拠の見直しについて国に働きかけること。 **一部新規**

- エ 小児科の二次救急医療体制を維持するために、小児救急医療支援事業の補助金額を堅持し、さらに拡充するよう国に働きかけるとともに、減額分について支援策を講じること。 **新規**

(3) 妊婦健康診査に対する支援について

全国統一的な支援制度を創設するとともに、妊婦健康診査臨時特例交付金による財政支援を平成 25 年度以降も継続するなど、健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(4) 予防接種について

ア 子宮頸がん、H i b 及び肺炎球菌ワクチンの予防接種法に基づく定期接種化にあたっては、その財源について市の負担が重くならないよう、普通交付税措置ではなく新たな財政支援を講ずるよう国に働きかけること。

イ ポリオ（小児まひ）の不活化ワクチンについては、県において必要な財政措置を講じること。**新規**

(5) 救急医療を担う病院に対する停電対策について

地域の救急医療を担う病院に対し、停電時でも医療行為に支障が生じないように、自家発電施設の設置等に対する整備費及び燃料補給について助成すること。また、停電区域からの除外について対策を講じること。

(6) がん検診の公費負担に対する支援について

自治体が行うがん検診については、全国統一的な公費負担制度を導入し「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(7) ドクターヘリ運営費の負担について

ドクターヘリ運営費の負担については、市町村に負担を求めず、県の事業として実施するよう制度の見直しを行うこと。**新規**

(8) 市町村健康事業費補助金について

健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業について、市町村健康事業費補助金の補助所要額分の予算を確保し、健康増進事業の推進を図ること。**新規**

4 教育行政の充実について

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 学校教育の充実強化について

ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員、現状の加配数を維持しつつ予算措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても、1クラスの人数を減らす措置と平行して、少人数学級の学級担任の加配配置や、これまで保障されていた指導方法工夫改善を更に推進するための加配人数の増員を実施すること。

一部新規

イ 中学校における新学習指導要領の全面実施による武道の必修化に伴い、柔道の授業を安全に実施するために柔道を専門的に指導できる指導補助員を配置すること。**新規**

ウ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

エ 平成23年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の指導充実を図るため、ICT機器等学習環境の整備や英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（ALT）を配置するなど、人材の確保及び財政上の支援措置を講じること。

オ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

カ 療休者が学級担任である場合、1日6時間勤務の非常勤教職員ではなく、1日7時間45分の臨時的任用職員と同様の勤務が可能な教職員を配置すること。

(2) 特別支援教育の充実強化について

ア 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に介助員を派遣し、専任としての特別支援教育コーディネーター、専門教員及び担任教員を補助する支援者の定数・加配配置並びに非常勤講師の派遣の増員を実施するとともに、その支援について国に働きかけること。

- イ 県立養護学校に通学する児童・生徒が利用するスクールバス運営事業について、県のスクールバスの増車を図ること。
- ウ 通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対応するため、担当教員を補助する教育補助員（支援者）を配置するとともに、支援教室の整備を実施すること。また、不登校対策として、教員の派遣のほか、専門的な立場から指導できる指導員を県から派遣すること。 **一部新規**
- エ 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を大和市内に設置すること。
- オ 特別支援教育を実質的に機能させるため、教育相談コーディネーターを専任で配置するとともに、安全・安心な学習環境整備のため、学校看護師を配置すること。 **新規**

(3) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園児のいる家庭に対する保育料等の保護者負担軽減策である幼稚園就園奨励費補助制度について、地方の負担軽減のため、国に対し補助割合どおり十分な財源措置を講じ、補助金額を圧縮率等で減額することのないよう働きかけるとともに、国が補助額を圧縮した場合には、当該減額分の1/2を県が補助金支出することにより、減額分を県と市で折半する制度を創設すること。 **一部新規**

(4) 不登校等学校不適応対策について

小学校におけるいじめ、不登校、発達障害、学校不適応などの状況の未然防止や早期発見、早期解決のため、現在中学校に配置されているスクールカウンセラー等の専門的な指導員を、小学校全校へ配置すること。

また、国がスクールカウンセラー等活用事業の補助をさらに削減した場合、県の予算で、年間245時間の勤務時間を確保すること。

(5) 幼稚園型認定こども園への運営費補助について

幼稚園型認定こども園の設置者や保護者の経済的な負担を軽減し、さらなる認定推進を図るため、運営費補助を市町村単独で実施している自治体に対して、財政的な補助を行うなど対策を講じること。 **新規**

5 地球温暖化防止対策の推進について

現在の地球環境を守り、未来の子どもたちに引き継いでいくため、地球温暖化防止対策は急務となっています。

県では、平成 23 年 11 月には太陽光を中心に再生可能エネルギーにより電力供給の拡大を図る「創エネ」をはじめ、「省エネ」「蓄エネ」の取組みを総合的に進め、効率的なエネルギー需給を地域において実現する「かながわスマートエネルギー構想」を提唱しました。県内の各自治体でも太陽光発電や電気自動車の普及に向け購入補助等に取り組んでいるところですが、より一層の普及促進を図るため、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

(1) 地球温暖化防止対策の推進について

ア 太陽光発電システムの新規設置費補助について、太陽光発電設備の普及促進を一層加速させるため、県においても、事業所への太陽光発電設備導入促進補助の拡充を図ること。また、設置費補助に替わる新たな普及促進策の検討を、県と市町村との連携により進めること。 **一部新規**

イ 地球温暖化対策に重要な電気自動車の普及について、購入費補助、インフラ整備などに対する支援を継続するとともに、バッテリーなど電気自動車の機能を活用する機器に対しても補助を設けるなど支援の拡充を図ること。 **一部新規**

ウ 地球温暖化対策及び災害時の持続可能な都市の構築に効果的であるホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）を導入した住宅のスマートハウス化を推進するため、住宅における再生可能エネルギーの導入や省エネを推進する機器の設置に対する補助制度を創設すること。

新規

6 地域経済の活性化について

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進していくために、さらなる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、社会資本の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

については、住民が住み続けたいと思う快適で活力ある地域社会実現のために、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 国・県道の早期事業化、整備促進等について

第二東海自動車道（新東名高速道路）、三浦縦貫道路、さがみ縦貫道路、厚木秦野道路などの高規格幹線道路や地域生活に密接な関わりを有する国・県道の建設促進や西湘バイパス延伸整備、第一東海自動車道の（仮称）綾瀬インターチェンジの設置などの早期事業化を図ること。

また、有料道路の料金の引き下げや無料化を図るなど地域活性化に向けた必要な措置を講じるとともに、高規格幹線道路等の計画にともなう集落の移転等への補償に対して必要な対策を講じること。 **一部新規**

(2) 海岸・河川の整備について

ア 海岸の保全について

砂浜の侵食及び砂の劣化原因について早急に調査を行い、養浜及び改善対策を講じること。

イ 河川の整備促進について

治水対策及び浄化対策の観点から河川の整備促進を図ること。

また、整備にあたっては、関係都市や地域住民等の意見を尊重すること。

(3) 都市整備について

ア 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和すること。

また、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大して、がけ整備の促進を図ること。

イ 特定保留区域の市街化編入について

特定保留区域の市街化編入にあたっては国・県等の関係機関の調整等に多くの時間を要することから、迅速かつ円滑な協議が行えるよう、積極的な調整及び関係情報の収集・提供を図ること。

ウ 緑地の保全について

地域制緑地の指定と適正な維持管理について積極的な対応を図るとともに、その維持管理について支援制度の創設や地域主権改革による、市への権限移譲に伴う財源移譲や支援体制の確立を図ること。

また、広域的な見地に立った積極的な取り組みを行うこと。

さらに、生産緑地地区の買い取りに係る支援制度を創設すること。

一部新規

エ 都市交通の整備について

バス事業者における「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に適合したノンステップバスの導入経費に対する支援制度を創設すること。

(4) 農林水産業の振興について

都市農業を振興し、農業経営規模の拡大や農作業従事者等を増やすため、農地法等の規制緩和を図るとともに、農業後継者育成のため、農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和と適用拡大を図ること。

また、沿岸地区の活用促進により経済の再生を図るため、沿岸地区内の土地・施設への越波による被害防止のための対策工事を護岸・防波堤等に実施すること。**一部新規**

一般要望事項

凡 例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

上記以外は、従来から要望を継続しているもの

1 治安対策の強化について

ここ数年の県内の刑法犯認知件数は減少を続けてきましたが、依然として厳しい社会経済情勢の不安から治安の悪化が危惧される中、警察活動に寄せる市民の期待は、ますます大きくなっています。

ついては、安全安心のまちづくりをさらに推進するため、次の事項について積極的に対策を講じるよう要望します。

(1) 警察体制の充実強化について

安全で安心な市民生活の確保及び治安対策の強化を図るため、早期に次の対策を講じること。

ア 香川、松林、鶴嶺西地区に交番を新設し、小出、西久保、南湖駐在所を交番に転換すること。

イ 高座渋谷駅及び桜ヶ丘駅に交番を設置すること。

ウ さがみ野駅周辺に交番を設置するとともに、交番設置までの間のさがみ野安全安心ステーションの運営に要する費用を負担すること。 **一部新規**

(2) 新型街頭緊急通報装置等の設置について

安全安心のまちづくりをさらに推進するため、早期に次の対策を講じること。

ア 市民が安全で安心して暮らせる地域づくりのため、新型街頭緊急通報装置の設置を推進するとともに、市が独自に設置する防犯緊急通報装置に対する支援制度を創設すること。

イ 現在、県が独自に設置場所を選定している街頭緊急通報装置を、市の意向を反映した箇所に設置すること。 **新規**

(3) 防犯灯設置への支援について

電力不足及び電気料金節減への対応を図るため、自治会、町内会などの地縁団体が設置し、維持管理している防犯灯の太陽光蓄電式防犯灯及び省電力型防犯灯（LED灯式）への移行に係る費用について、県の支援制度を創設すること。 **新規**

2 地震防災対策の拡充について

神奈川県では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測され、また、県西部地域の8市11町が東海地震の地震防災対策強化地域に指定されています。

昨年の東日本大震災の教訓を踏まえ、引き続き県内の地震防災対策を強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる拡充を図るため、次の事項について要望します。

(1) 地震防災対策の支援体制の拡充について

- ア 市町村地震防災対策緊急推進事業の補助対象事業を拡大し、補助額、補助率を引き上げること。**一部新規**
- イ 帰宅困難者対応、分譲マンション耐震化、津波一時避難場所整備等の地震防災対策を支援するための支援制度を創設すること。**一部新規**
- ウ 木造住宅耐震化事業における補助額を引き上げること。**新規**

(2) 津波対策の強化について

- ア 国道134号線下開口部に防潮扉を設置すること。
- イ 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波防災対策について、沿岸市町と協議するとともに、専門的技術、知見に係る協力を行うこと。**新規**
- ウ 沿岸市町が実施する津波対策について、津波浸水予測図に基づく被害想定を早急に提示すること。**新規**

(3) 消防・救急無線のデジタル化について

消防・救急無線デジタル化の整備について、現行の国の財政支援の拡充について働きかけるとともに、県において、当該財政支援制度を創設すること。**一部新規**

(4) 土壌の放射能汚染に係る支援について

福島第一原子力発電所事故の影響による除去後保管中の土壌等の処分基準の早期決定について、県がリーダーシップを発揮し国に働きかけること。**新規**

3 地域手当の見直しについて

地域手当の支給率を都市単位に定めることは、近隣市との間に大きな格差が生まれるなど、生活実態からかけ離れたものとなっている状況を生んでいます。

については、次の事項について要望します。

(1) 地域手当の支給率の見直しについて

交通状況、人の移動や物価等が均衡している都市部においては、行政区域を越えた生活経済圏等を一つの単位とし、地域の実態に合った支給率に見直しを行うよう国に働きかけること。

4 地方法務行政の充実について

横須賀三浦地域県政総合センターには、旅券窓口としてパスポートの申請受付のみを扱う出張窓口が週1回開設されていますが、平成17年に常設窓口として小田原出張所が開設されたことから、三浦半島地域だけが県内に所在する常設窓口から離れた地域となり、不公平感が生じています。

については、次の事項について要望します。

(1) 三浦半島地域におけるパスポートセンター出張所の新設について

横須賀三浦地域県政総合センター内にパスポートセンター出張所を新設し、常設窓口としてパスポートの申請受付及び交付の両方の手続を可能にすること。

5 都市税財源の充実・強化について

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が求められています。

については、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

(1) 都市税財源の充実・確保について

ア 地方分権・地域主権改革を推進していくにあたり、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応することができるよう、都市自治体への権限移譲に見合った適切な税源移譲を推進するとともに、都市税財源の拡充を図ること。

イ 地域自主戦略交付金制度は、すべての団体に対して事務負担の軽減策を講じるとともに必要額が確実に交付される仕組みとし、交付金の算定にあたっては財政力による調整は行わないこと。

また、地方の自主性確保と戦略的なまちづくりを支援する制度とすること。

一部新規

ウ 社会保障と税の一体改革に関して、市町村の税財源が充実強化されるように、地方税財政制度を見直すこと。**新規**

(2) 国庫補助負担金について

ア 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等を行わないこと。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図ること。

イ 消費者行政活性化事業補助金の継続措置を講じること。**新規**

(3) 地方債制度について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、補償金免除繰上償還制度について、普通交付税不交付団体を含むすべての団体が適用対象となるよう要件の緩和を図るとともに、平成 25 年度以降も制度の延長を図ること。

また、水道事業債、下水道事業債及び病院事業債の借換制度についても、要件の緩和を図ること。**一部新規**

6 都市に対する県助成制度の改善について

県の各種助成制度等については、国、県、市それぞれの役割を果たすうえで、重要な役割を担ってきました。

県においては、財政健全化を目的として、さまざまな補助金、交付金制度の見直し等を行っており、各都市の財政負担の増加や住民サービスの低下等が懸念されています。

については、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

(1) 県補助金等の是正について

ア 県単独補助金については、補助制度の廃止や対象の縮小、補助率の引き下げ、予算の減額に比例した交付額の減額など市町村への一方的な負担転嫁は行わず、補助金交付要綱等に定められた補助率による交付額を常に確保するとともに、県単独補助事業の制度を復活する等の適切な財源措置を講じること。

なお、県補助金の見直しにあたっては、関係各市と十分協議のうえ進めるとともに、随時情報提供すること。**一部新規**

イ 市町村自治基盤強化総合補助金については、補助対象経費の制限を緩和し、整備費に係る償還的な経費についても補助対象経費とするよう措置を講じること。**一部新規**

ウ 災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、商店街で設置する街路灯等への支援制度を復活させるとともに、省エネルギー対策として、商店街で設置している街路灯のLED電球等への改修に係る費用について、新たに県単独事業での支援制度を創設すること。**新規**

エ 暮らし・にぎわい再生事業に係る支援制度を創設し、民間事業者への地方公共団体負担分について市町村と協調し応分の負担を行うこと。**新規**

(2) 県市町村移譲事務交付金について

県が独自に移譲を推進する事務については、従来の移譲事務交付金の算定方式ではなく、移譲の際に必要な電算システム経費や臨時的経費の財源措置や自治体の人件費・運営費に十分に見合う算定方式となるよう改善し、市町村財政への負担とならないよう、きめ細かな制度設計にすること。また、これまで交付している事務については一方的な廃止や減額をせずに、引き続きの交付を堅持すること。**一部新規**

7 社会福祉施策の充実について

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉などの多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。

については、社会福祉施策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 高齢者施設の整備に対する支援等について

ア 特別養護老人ホーム等の施設整備について、個室化（ユニット化）などによる施設整備費の増加や補助金の削減などにより施設設置者の財政負担が増大していることから、補助制度の充実等により福祉施設設置者の負担軽減を図ること。

イ 入所者の安全を維持するため、老人福祉施設等の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を確立すること。

また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく老人福祉施設等の整備に支障が生じないように財政支援を行うこと。

(2) 介護保険制度の充実について

ア 都市自治体による要介護認定、保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る多大な財政負担を避け、介護保険の健全な財政運営を図るため、次のことについて国に働きかけること。

(ア) 介護給付費負担金の国庫負担分率を25%とし、調整交付金を別枠とすること。

(イ) 施設整備や人材育成・確保体制に対する十分な財政支援を図ること。

イ 介護保険の低所得者対策については、都市自治体が独自に保険料及び利用料等を軽減するのではなく、国が抜本的な制度改正を行い、全国で統一的に実施するよう国に働きかけること。

ウ 介護保険適用除外施設から他の市町村に所在する介護保険施設等に入所した場合の保険給付は、介護保険適用除外施設入所前の市町村が行うこととする等必要な措置を講じるよう国に働きかけること。**新規**

(3) 障害者福祉の充実について

ア 平成24年4月に重度障害者医療費助成制度が改められ、精神障害者の1級の通院の医療費が対象となったが、入院についても制度の対象とし、今後設置する市町村との検討の場において、最終決定を全市町村が参加する場で行うこと。

また、地域間で助成対象者に格差が生まれないように、全国統一の制度を創設し国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

さらに、重度の身体・知的障害者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について、撤廃すること。**一部新規**

イ 身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。

ウ 障害福祉サービスに係る自立支援給付事業については、全額国の負担とすること。
また、市町村地域生活支援事業については、国庫補助率1/2を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。

さらに、市町村の財源負担が残る場合は、障害施設等社会的資源が地域間で偏在する現状を鑑みて、居住地特例の継続を国に働きかけること。

エ 障害者の入所施設について、県西地域の特性を考慮して整備すること。

オ 重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域における日中活動系施設及び長期・短期入所施設の整備を図ること。

また、県立愛名やまゆり園や県立厚木精華園などの既存の施設を活用し、増築による受入施設の整備を図ること。 **一部新規**

(4) 児童福祉の充実について

ア 民間保育所運営費補助金について、廃止及び減額された補助対象項目を見直すとともに、県補助要綱で定める補助割合の維持と、交付基準どおりの補助額の確保により、従前の制度を継続すること。叶わない場合は、同様の補助内容となるかわりの制度を創設すること。 **一部新規**

イ 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）を平成25年度以降も継続して実施すること。

また、交付金の対象となる事業について、基金のみを財源とすることや、施設整備事業について公立保育所を対象に加えるなど、内容の改善を図ること。

ウ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における乳児室またはほふく室の保育所面積基準の解釈について、従来通り1人あたり2.475㎡の運用を可能とするよう国に働きかけること。 **新規**

(5) 無料低額宿泊施設に対する指導について

NPO等が運営する無料低額宿泊施設に関する指導・監査を徹底すること。

(6) 生活保護費負担金について

生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割に係るものであることから、生活保護費負担金については全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

また、生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援についても、同様に全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

(7) 日常生活自立支援事業の財源の確保について

高齢者や障害者などで判断能力が不十分な者に、契約締結や金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業の実施にあたり、実施主体である県社協や各市町村社協への財源を十分に確保すること。 **新規**

8 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の充実について

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度は、構造的に高齢者や低所得者を多く抱えていることや、医療の高度化による医療費の増加などにより、厳しい財政運営を迫られています。こうした中、国では制度の改正や保険者の再編・統合など、構造的課題の解決に向け動き始めています。

については、新たな医療制度の創設にあたって、国民健康保険事業の広域化及び財政基盤の安定を図るため、次の事項について要望します。

(1) 国民健康保険制度の財政基盤の強化について

年々増加する保険給付費により厳しい財政運営が続いているため、費用負担の充実を図るとともに、一般会計からの繰入に対しても財政措置を講じるよう国に働きかけること。

また、高齢者医療制度の見直しにあたっては、都道府県単位での広域化の実施を進めるとともに、広域化に伴う市町村のシステム改修費用等の負担について配慮すること。

9 地域保健医療対策の充実について

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実することが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 小児医療費助成制度について

- ア 子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。
- イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、他都県と同水準まで小児医療費助成に対する県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金を撤廃すること。
- ウ 小児医療助成事業については、通院分の補助対象年齢を拡大すること。

(2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

- ア 深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師が充実して働くことのできるような医療環境の整備並びに医師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。
また、深刻な看護師不足に対応するため、看護専門学校が実施する離職防止等のための看護師卒後研修や地域在住の潜在看護師復職支援等の先進的事業に対する助成など、看護師の養成や確保について必要な措置を講じること。**一部新規**
- イ 二次救急医療体制を強化するとともに、急速な高齢化に対応した救急体制の構築と広域輪番病院に対する十分な財政支援を行うこと。**一部新規**
- ウ 県央地区の小児・周産期救急医療の拠点として大和市立病院をはじめとする自治体病院の施設整備・運営及び建て替え整備について、支援制度の拡充・創設を図ること。
また、病床過剰地域指定撤廃に向け、指定根拠の見直しについて国に働きかけること。**一部新規**
- エ 小児科の二次救急医療体制を維持するために、小児救急医療支援事業の補助金額を堅持し、さらに拡充するよう国に働きかけるとともに、減額分について支援策を講じること。**新規**

(3) 妊婦健康診査に対する支援について

全国統一的な支援制度を創設するとともに、妊婦健康診査臨時特例交付金による財政支援を平成 25 年度以降も継続するなど、健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。また、県独自の補助制度を創設し、市町の財政負担軽減を図ること。

(4) 予防接種について

ア 子宮頸がん、H i b 及び肺炎球菌ワクチンの予防接種法に基づく定期接種化にあたっては、その財源について市の負担が重くならないよう、普通交付税措置ではなく新たな財政支援を講じるよう国に働きかけること。

イ ポリオ（小児まひ）の不活化ワクチンについては、安定的な接種を実施するため、県において必要な財政措置を講じること。**新規**

(5) 救急医療を担う病院に対する停電対策について

地域の救急医療を担う病院に対し、停電時でも医療行為に支障が生じないように、自家発電施設の設置等に対する整備費及び燃料補給について助成すること。また、停電区域からの除外について対策を講じること。

(6) がん検診の公費負担に対する支援について

自治体が行うがん検診については、全国統一的な公費負担制度を導入し、「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(7) ドクターヘリ運営費の負担について

ドクターヘリ運営費の負担については、市町村に負担を求めず、県の事業として実施するよう制度の見直しを行うこと。**新規**

(8) 市町村健康事業費補助金について

健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業について、市町村健康事業費補助金の補助所要額分の予算を確保し、健康増進事業の推進を図ること。**新規**

10 放課後の児童対策の充実について

経済情勢の変化に伴う雇用環境や家計状況により、子育て支援対策の整備・拡充に対する期待は高まっている一方で、子供たちを取り巻く状況は悪化し、悲惨な事件や事故が報告されています。このような状況の下、放課後子ども教室や放課後児童クラブ等は、放課後における児童の安全・安心な居場所となっています。

については、放課後児童対策のさらなる充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 放課後児童健全育成事業について

ア 放課後児童健全育成事業に対する補助金について、指導員の雇用安定を図るための補助項目を創設し、障害児加算についても、複数受け入れに対応するための財政措置を図るよう国に働きかけること。

また、実支出額を基本とするような補助金制度へ改正するよう国に働きかけるとともに、少なくとも県は神奈川県放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱に基づき、規定通り満額交付すること。 **一部新規**

イ 市民ニーズに的確に対応し、クラブ運営が円滑に進められる体制を維持するため、補助対象学年を拡大すること。

11 食の安全・安心対策の充実について

近年、私たちの食生活を取り巻く環境は大きく変化し、市民の食に対する関心は、日々高まっています。

とりわけ東京電力福島第一原子力発電所事故以後、食品に対する検査には多くの市民が不安を抱き、改善を求める声が多数寄せられています。

その中で、市民に安全な食品を届けることにより、安心な生活をおくっていただくためには、個々の市町村が独自に対応するよりも、食品衛生法の権限のもと、県が主体となって広域的・計画的に行う全県的な検査体制が不可欠です。

については、食のさらなる安全と安心な生活環境を確保するため、次の事項について要望します。

(1) 食品に含まれる放射性物質に係る検査体制等の拡充について

県における食品等の検査に係る機器及び人材を追加配置し、検体数を増やすなど検査体制の拡充を図り、一層の安全で安心な生活環境の確保に所要の措置を講じること。

新規

12 教育行政の充実について

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 学校教育の充実強化について

- ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び現状の加配数を維持しつつ予算措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても、1クラスの人数を減らす措置と平行して、少人数学級の学級担任の加配配置や、これまで保障されていた指導方法工夫改善を更に推進するための加配人数の増員を実施すること。 **一部新規**
- イ 中学校における新学習指導要領の全面実施による武道の必修化に伴い、柔道の授業を安全に実施するために柔道を専門的に指導できる指導補助員を配置すること。 **新規**
- ウ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。
- エ 平成23年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の指導充実を図るため、ICT機器等学習環境の整備や英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（ALT）を配置するなど、人材の確保及び財政上の支援措置を講じること。
- オ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。
- カ 療休者が学級担任である場合、1日6時間勤務の非常勤教職員ではなく、1日7時間45分の臨時的任用職員と同様の勤務が可能な教職員を配置すること。

(2) 特別支援教育の充実強化について

- ア 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に介助員を派遣し、専任としての特別支援教育コーディネーター、専門教員及び担任教員を補助する支援者の定数・加配配置並びに非常勤講師の派遣の増員を実施するとともに、その支援について国に働きかけること。
- イ 県立養護学校に通学する児童・生徒が利用するスクールバス運営事業について、県のスクールバスの増車を図ること。
- ウ 通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対応するため、担当教員を補助する教育補助員（支援者）を配置するとともに、支援教室の整備を実施すること。また、不登校対策として、教員の派遣のほか、専門的な立場から指導できる指導員を県から派遣すること。 **一部新規**
- エ 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を大和市内に設置すること。

オ 特別支援教育を実質的に機能させるため、教育相談コーディネーターを専任で配置するとともに、安全・安心な学習環境整備のため、学校看護師を配置すること。**新規**

(3) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園児のいる家庭に対する保育料等の保護者負担軽減策である幼稚園就園奨励費補助制度について、地方の負担軽減のため、国に対し補助割合どおり十分な財源措置を講じ、補助金額を圧縮率等で減額することのないよう働きかけるとともに、国が補助額を圧縮した場合には、当該減額分の1/2を県が補助金支出することにより、減額分を県と市で折半する制度を創設すること。**一部新規**

(4) 不登校等学校不適応対策について

小学校におけるいじめ、不登校、発達障害、学校不適応などの状況の未然防止や早期発見、早期解決のため、現在中学校に配置されているスクールカウンセラー等の専門的な指導員を、小学校全校へ配置すること。

また、国がスクールカウンセラー等活用事業の補助をさらに削減した場合、県の予算で、年間245時間の勤務時間を確保すること。

(5) 幼稚園型認定こども園への運営費補助について

幼稚園型認定こども園の設置者や保護者の経済的な負担を軽減し、さらなる認定推進を図るため、運営費補助を市町村単独で実施している自治体に対して、財政的な補助を行うなど対策を講じること。**新規**

13 文化財保護行政の推進について

文化財は、長い年月を経て先祖から受け継いできた貴重な財産です。これは、時空を超えた古来の歴史や文化への理解を促すばかりでなく、将来の文化の向上と発展に大きな役割を担っています。すべての人が一体となって、かけがえのない文化遺産を保護し、次世代に継承することが求められています。

については、文化財保護行政の一層の整備と推進を図るため、次の事項について要望します。

(1) 市町村の経費負担の軽減について

- ア 文化財保護を目的とする国庫補助事業における県費補助率の見直し（例、県1／3以内を1／3に）、補助額の安定的確保及び拡充により、市町村及び所有者の経費負担の軽減を図ること。
- イ 指定文化財保存修理等補助金の補助率を引き上げるとともに、補助率満額の補助金を交付すること。
- ウ 開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査を適正に実施するため、記録保存調査に関する事業者の責任を明確化し、発掘調査に係る費用について相応の負担を求める「原因者負担の原則」の制度化を図るとともに、国庫補助事業の対象を拡充するよう国に働きかけること。

14 基地対策の促進について

神奈川県は、厚木基地をはじめ多くの米軍施設などを抱えています。いずれの施設も人口密集地に位置しているため、周辺住民は航空機騒音や墜落事故の危険などさまざまな不安に悩まされ、長年にわたり、生活環境保全や都市基盤整備に著しい影響を及ぼされています。住民は基地の早期返還を願い、安全確保や福祉の確立、良好な生活環境、基地運用の適正化などを求めています。国や米軍からは在日米軍再編の実施に関する情報提供が少なく、住民の不安や不信は増加しています。

については、次の事項を国や関係機関に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 基地の早期返還について

ア 在日米軍再編協議の中に盛り込まれた空母艦載機の移駐について、早期に実現させるとともに、移駐後の基地の運用面等について、速やかに明らかにすること。

また、今後も計画停電が実施されるとエアコンが使用できず、窓を開放するため、騒音の増大が予測されることから、騒音軽減策を講じること。 **一部新規**

イ 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、現在まで選定されていないことから、これまでの取組状況を明らかにするとともに、当該施設の早期選定を実施すること。

ウ 都市化により一層過密化が進み、住民生活に様々な影響を及ぼすとともに、都市基盤整備等まちづくりにも大きな影響を与えている現状を考慮し、基地機能の整理及び縮小を推進し、早期返還に向けて必要な措置を講じること。特に、空母艦載機の移駐に合わせ、米軍との協議を推進すること。

(2) 抜本的な騒音対策について

ア 日米両政府間において了解事項とされているとおり、厚木基地の夜間連続離着陸訓練（NLP）及びNLP同様の激しい騒音を伴う訓練については、硫黄島訓練施設での全面実施を図り、騒音の解消に努めるとともに、NLP同様に事前に情報を提供すること。

イ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付すること。

(3) 基地交付金及び調整交付金について

基地交付金については、国有財産台帳価格と固定資産税評価額との格差を是正し、固定資産税相当額を交付すること。また、大規模な提供資産の追加がある場合には、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう措置を講じること。

(4) 基地周辺対策について

基地周辺対策の一層の充実と促進を図ること。特に住宅防音工事は、航空機による騒音被害への唯一の対策であり、市内全域を対象とするとともに、建築年次に関わらず全ての住宅を対象とすること。

また、住宅防音工事については、事務手続きが住民に負担が生じないよう措置を講じるとともに、速やかに工事を実施すること。 **一部新規**

(5) 基地問題に対する取組みの強化について

厚木基地の艦載機部隊の移駐が着実に実施され、厚木基地に係る負担軽減が図られるよう、県は基地所在市と十分連携の上、取組みを進めること。

15 都市環境行政の推進について

快適で安全な地域社会を実現するためには、廃棄物処理対策、環境管理施策の強化、地球温暖化防止対策の推進、自然環境の保全など、良好な生活環境の整備、維持が極めて重要です。

については、都市環境の一層の整備保全を図るため、次の事項について要望します。

(1) 廃棄物処理対策について

ア 家電製品の循環型社会の構築及び不法投棄を防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善すること。また、不法投棄された家電4品目の処理費用の協力金制度の創設及びリサイクル費用を製造業者の負担とするよう国に働きかけること。**一部新規**

イ ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

(2) 地球温暖化防止対策の推進について

ア 太陽光発電システムの新規設置費補助について、太陽光発電設備の普及促進を一層加速させるため、県においても、事業所への太陽光発電設備導入促進補助の拡充を図ること。また、設置費補助に替わる新たな普及促進策の検討を、県と市町村との連携により進めること。**一部新規**

イ 地球温暖化対策に重要な電気自動車の普及について、購入費補助、インフラ整備などに対する支援を継続するとともに、バッテリーなど電気自動車の機能を活用する機器に対しても補助を設けるなど支援の拡充を図ること。**一部新規**

ウ 地球温暖化対策及び災害時の持続可能な都市の構築に効果的であるホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) を導入した住宅のスマートハウス化を推進するため、住宅における再生可能エネルギーの導入や省エネを推進する機器の設置に対する補助制度を創設すること。**新規**

(3) 環境保全施策等の強化について

ア 安全で快適な生活環境の保全を目指すため、市町村と一体となって、県民の路上喫煙を防止させるマナーアップ運動を展開すること。

イ 「神奈川県海水浴場等に関する条例」に基づき、海水浴場での専用区域内喫煙を周知するために要する経費、設置物の維持管理経費などについて、各市町への財政負担を及ぼさないよう継続的に財政措置を講じること。

(4) 自然環境の保全について

ア アライグマ及びタイワンリスの完全排除に向けて、引き続き広域的かつ徹底的に防除を行う必要があることから、県が主導となり、県及び三浦半島全市町で足並みを揃えて積極的に捕獲を行うとともに、財源のさらなる確保及び県費補助率の引き上げを行うこと。また、タイワンリスについては、防除計画の策定を検討すること。

一部新規

イ ニホンザル子易群及び大山群の被害防除対策において、市が実施する追い払いでは生活被害の根絶は不可能であることから、県が主体となり、追い上げ目標地の設定やモンキードッグの導入等効果的な追い上げ手法の研究を行うこと。 **一部新規**

16 道路の整備について

道路は、巨額な投資を必要としますが、生活基盤の確立や地域産業経済の活性化にとって、欠くことのできないものです。特に、神奈川県内は交通量が多いことから交通事故が多発し、また慢性的な渋滞を生じている路線も多く、これらによる経済的な損失も莫大なものと推察されます。

については、道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、次の事項について要望します。

(1) 国道の早期事業化、整備促進等について

次の国道の早期事業化、整備等について、国などに働きかけること。

- ア 第二東海自動車道（新東名高速道路）の早期供用開始並びに厚木秦野道路の新東名高速道路に合わせた供用開始及び計画区間全ての早期事業化及び施工 **一部新規**
- イ 国道 357 号（横浜市金沢区八景島～横須賀市夏島町）の早期整備及び南下延伸の早期具体化並びに圏央道の一部である高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備 **一部新規**
- ウ 西湘バイパス延伸整備の早期事業化
- エ 国道 134 号（初声小学校入口交差点付近）の拡幅の早期改良整備
- オ 国道 467 号南部地区の早期完成並びに北部及び中部地区の早期事業着手
- カ さがみ縦貫道路及び横浜湘南道路（圏央道）の早期整備 **一部新規**

(2) 県道の早期事業化、整備促進等について

次の県道の早期事業化、整備促進等を図ること。

- ア 三浦半島中央道路の湘南国際村～県道横須賀三崎線間の、都市計画決定区間の早期整備及び逗子区間の早期着工 **一部新規**
- イ 都市計画道路中海岸寒川線の事業化に向けた検討及び茅ヶ崎中央インターチェンジ付近の交差点改良の早期実施 **一部新規**
- ウ 県道 24 号（横須賀逗子線）における渋滞の原因となる交差点の改良及び拡幅の早期実施
- エ 三浦縦貫道路のⅡ期区間の早期整備と料金体系の早期見直し（引き下げ等）及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路西海岸線の未整備区間の早期事業化
- オ 県道 215 号（江奈湾付近）の拡幅などの早期改良整備
- カ 県道 40 号（横浜厚木線）、県道 45 号〔丸子中山茅ヶ崎線の小田急線踏切（桜ヶ丘 1 号）〕、県道 40 号側の海老名駅入口交差点改良の早期事業着手
- キ 県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎線）及び相模原二ツ塚線・水窪座間線（第 1 期事業区間）の早期完成
- ク 相模原二ツ塚線・水窪座間線（第 2 期及び第 3 期事業区間）の施工の継続
- ケ 都市計画道路「3・3・3 下今泉門沢橋線」（北伸整備）、都市計画道路「3・4・6 河原口中新田線」（相模興業入口交差点～厚木駅及び相模大橋方面）、都市計画道路「寺尾上土棚線」（県道 40 号以北の整備）、県道 407 号（国分・杉久保地区の拡幅）、小田原山北線（歩道及び中沼・塚原駅入口・沼田各交差点の右折車線）、県道 40・42・45 号の歩道及び主要交差点の右折車線の早期整備

コ 県道 22 号（用田橋～戸沢橋間の拡幅）の都市計画決定及び早期事業化並びに当該事業完了まで、圏央道厚木インターチェンジから海老名インターチェンジの区間の利用料金の県負担

サ 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」の早期実現

シ 周辺観光拠点等への円滑な交通の確保を図るため、厚木秦野道路の（仮称）森の里インターチェンジから県道 64 号（伊勢原津久井線）へのアクセス道路の整備を検討すること。

ス 都市計画道路「3・4・6 河原口中新田線」の整備区間を中新田市街道交差点から相模大橋東交差点まで延長し、渋滞の緩和と歩行者の安全な動線の確保を図ること。

セ 都市計画道路「酒匂永塚線」の早期事業化 **新規**

ソ 綾瀬市内における県道 40 号（横浜厚木線）、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎線）の早期 4 車線化に向けた事業計画の策定及び整備 **新規**

タ さがみ縦貫道路（圏央道）からの影響も勘案し、都市計画道路「藤沢大磯線」の騒音、振動、排気ガス等の環境対策を講じること。 **新規**

(3) 第一東海自動車道（東名高速道路）の（仮称）綾瀬インターチェンジの早期設置について

スマートインターチェンジ制度の活用により、東名高速道路厚木インターチェンジと横浜町田インターチェンジの間に、（仮称）綾瀬インターチェンジの早期設置を図るよう引き続き国などに働きかけるとともに、県においても積極的な取り組みを行うこと。

(4) 南足柄市と箱根町の連絡道路について

地域の活性化及び災害対策の必要性から、南足柄市と箱根町を連絡する道路について、連絡道路の実現に向け、調査研究費等の予算措置を講じ、早期に着工すること。

また、地域活性化の向上に必要な関連施設（大型直売センター等）の建設事業について支援すること。

(5) 逗葉新道の無料化について

有料区間を避ける車両が増加し、市内の交通上の支障となっていることから、逗葉新道の全線無料化を図ること。

(6) 橋梁の整備促進等について

ア 「SS9 橋緊急整備計画」による（仮称）相模新橋（都市計画道路「3・6・1 社家岡田線」相模川橋梁部）の早期整備を図ること。

イ 橋梁の耐震化及び長寿命化対策には多額の費用を要することから、国庫補助の有無にかかわらず、新たな県費補助制度を創設すること。

(7) 三浦半島地区有料道路の値下げについて

地域経済の活性化や三浦半島全体の交通の円滑化も期待できるため、横浜横須賀道路をはじめとする三浦半島地区の有料道路通行料金を値下げするよう国に働きかけること。

- (8) (仮称)厚木パーキングエリアのスマートインターチェンジ設置について
(仮称)厚木パーキングエリアにスマートインターチェンジの設置を図るよう国などに働きかけること。また、県においても積極的な取り組みを行うこと。
- (9) 高規格幹線道路等の計画区域の地権者への補償等について
さがみ縦貫道路、新東名高速道路、厚木秦野道路などの高規格幹線道路の計画区域には、集落の大規模移転が予定されているため、道路事業用地地権者への補償や、地元農業者の営農継続、営農集落の再生等の対策を講じること。**新規**

17 海岸・河川の整備について

海岸・河川は、やすらぎと潤いのある市民生活を営むうえで、大きな役割を果たしています。しかし、昨今、海岸侵食や流域での宅地化の進行による浸水被害の不安、水質の汚濁等深刻な事態に直面しています。

については、これら海岸・河川の保全及び整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 海岸の保全について

砂浜復元による安全性の確保と、より良い環境整備の創造のため、茅ヶ崎海岸（柳島海岸、中海岸、菱沼海岸、浜須賀等）の侵食防止対策の推進を図ること。

また、夏季の海の家の営業時間や、バーベキュー等の無秩序な海岸利用を制限する等の海岸管理対策を講じられるとともに、早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。 **一部新規**

(2) 河川の整備促進について

ア 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所について、10年以内に整備を完了すること。

また、地元住民等の意見を反映した親水性のある整備を図ること。

イ 流域に過密化した市街地を抱える蓼川について、比留川合流地点から上流についても、総合治水対策に基づく河川改修事業の一層の促進を図ること。

ウ 二級河川引地川の大山橋付近は、浸水被害が発生し易く、また、上流の福寿橋も頻繁に水防警報が発せられていることから、河川改修及び大山橋の架け替えを早期に進めること。

エ 近年頻発している突発的集中豪雨に対応するため、「かながわの川づくり計画」における対象河川（境川・引地川・小出川）の河川改修事業を実施し、整備目標を早期に達成すること。 **新規**

オ 酒匂川下流域では、県の定期的な浚渫の分量以上に土砂が河床に堆積しているため、早急に河床の浚渫を実施すること。 **新規**

(3) 河川の浄化対策の推進について

河川管理者として、境川及び引地川両河川の藤沢市より上流の各行政区域ごとに、河川除塵機を設置するとともに、設置済の河川除塵機の維持管理についても行うこと。

新規

18 都市整備について

豊かな水や緑などの自然環境と共存した魅力あるまちづくりの推進等、都市環境の整備は快適で安全な生活を営むうえで重要な課題であるとともに、活力ある都市とするために不可欠です。

については、都市環境の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に強く働きかけること。

また、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大して、がけ整備の促進を図ること。

(2) 県有未利用地の処分について

県有財産である市街化区域内の未利用地を民間に処分する場合、地元の意向にも十分配慮すること。

(3) 特定保留区域の市街化編入手続きの迅速化について

特定保留区域の市街化編入にあたっては国・県等の関係機関の調整等に多くの時間を要することから、迅速かつ円滑な協議が行えるよう、積極的な調整及び関係情報の収集・提供を図ること。

19 都市公園等の整備について

良好な都市環境の形成及び安全なまちづくりのためには、都市公園等の整備は重要な課題です。

については、都市公園等の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 広域的な緑地保全の推進について

ア 歴史的風土保存区域内の樹林地部分の同特別保存地区への指定拡大に向けて、引き続き積極的な対応を図ること。

また、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域等、国・県が指定主体である地域制緑地の適正な維持管理について積極的な対応を図るとともに、その維持管理に伴う支援制度の創設、地域主権改革による、市への権限移譲に伴う財源移譲や支援体制の確立について国に働きかけること。さらに、県においても財源移譲や支援制度について検討すること。 **一部新規**

イ 鎌倉市（手広地区）及び隣接する藤沢市（川名地区）にまたがる大規模緑地の一体的な保全に向けて、県においても広域的見地に立った積極的な取り組みを行うこと。

(2) 生産緑地地区の買取りに対する補助制度の創設について

生産緑地地区の有する優れた緑地的機能を保全・活用するため、「生産緑地法」における買取りに対する財政支援制度を創設すること。

(3) 三浦半島国営公園の設置の促進について

三浦半島周辺地域の緑地及び環境保全とともに観光振興を図っていくため、優れた自然環境等を有する三浦半島に、早期に国営公園を設置するよう国に働きかけること。

20 都市交通の整備について

安全で快適な生活を営むうえで、都市交通環境の整備は重要な課題です。

については、都市交通の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の施行に伴う諸施策に対する財政支援等について

バリアフリー新法に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者のノンステップバス導入経費に対する支援制度を創設すること。

21 農林水産業の振興について

農林水産業は、食糧の安定供給をはじめ、国土の環境保全や都市生活の活性化等、我が国の経済社会の発展に大きな役割を果たしています。

については、農林水産業の一層の振興を図るため、次の事項について要望します。

(1) 漁港漁場整備長期計画の推進について

安全かつ多目的利用が可能な都市漁港づくりのため、漁港漁場整備長期計画における漁港整備の推進及び事業予算枠の確保を図ること。

(2) 漁業用工作物用地等に係る占用料の減免について

漁港施設用地を占用して建設された市場施設等に係る占用料については、占用者及び施設利用者に過度の負担とならないよう免除及び減免率の引き上げをすること。

(3) 漁港施設の越波対策について

三崎漁港二町谷地区は、地域経済再生のために活用促進することが不可欠であり、地区内の土地・施設への越波による被害を防止するため、護岸・防波堤等に対策工事を実施すること。**新規**

(4) 県営明星林道（明星橋～矢佐芝橋）未舗装部の早期舗装化について

森林管理や林業経営を適切に行うため、県営明星林道（明星橋～矢佐芝橋）未舗装部の早期舗装化を図ること。

(5) 農地転用制度の見直しについて

都市農業を振興するにあたり、農業経営規模の拡大や農作業従事者等を増やすためにはトイレや駐車場を農地へ整備することも必要である。については、農地法等の規制緩和について国へ働きかけること。

(6) 農地の相続税納税猶予制度の基準緩和と適用拡大について

農業後継者を育てるため、農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和と適用拡大について国へ働きかけること。

(7) 酪農業経営改善の推進について

酪農業の経営改善及び後継者育成のため、牛の状態を検査する牛群検定の検定利用者負担を軽減する支援制度を創設すること。**新規**

22 公共用地の取得について

都市基盤の整備、福祉・教育施設の拡充等、社会資本の整備を計画的に進めるためには、公共用地の取得は重要な課題です。

については、円滑な用地取得の実現を図るため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

(1) 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大について

公共用地として提供した農地などに係る相続税納税猶予制度の適用拡大を図ること。

また、公共用地の取得に伴う代替地提供者に対する特別控除額を、1,500万円から3,000万円程度に引き上げること。

23 総合職業技術校と地域企業との連携について

経済のグローバル化が進み、企業における人材ニーズが多様化、高度化する中で、求職者と求人企業を確実に結び付けるための職業能力開発は重要な課題です。

については、地域経済活性化につながる職業技術校と地域企業との連携強化を図るため、次の事項について要望します。

(1) 総合職業技術校と地域企業とが連携した学校運営の推進について

職業技術校は、能力開発の拠点としてだけでなく、地域経済の活性化にもつながる重要な施設であるため、地域企業の従業員に対する技術・技能訓練の受け入れや、求人・インターンシップ等の企業交流、小中学生のキャリア教育など、実効性のある学校運営の推進を図ること。**新規**